

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和5年4月6日（木）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一委員会室

議 事

- 第1 議事録署名委員について
- 第2 議案 第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の取消について
- 第3 議案 第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第4 議案 第14号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について
- 第5 議案 第15号 魚津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について
- 第6 議案 第16号 魚津市農業委員会「令和5年最適化活動の目標の設定等」について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和5年4月6日(木)

2. 総会の場所 魚津市役所第一委員会室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長(議長) 14番 杉山 篤勇

委員 1番 稗苗 史絵 2番 小坂 義則

3番 宮坂 博一 4番 佐々木 隆

5番 住田 賀津彦 6番 関口 卓司

7番 大崎 章博 9番 高橋 順子

10番 松田 治之 11番 北田 直喜

12番 谷越 彦茂 13番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

8番 金坂 隆男

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

経田地区 経田 高久 西布施地区 谷崎 雅彦

7. 議事録署名委員

3番 宮坂 博一 4番 佐々木 隆

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 係長 関口 晶子

係長 高森 玲子 主査 本田 陽一

主事 小川 聡志 主事 小林 智樹

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和5年度4月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、3番宮坂委員、4番佐々木委員にお願いいたします。

議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の取消について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の取消についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。

【議案第12号 議案書をもとに朗読】

双方の話し合いの結果、所有権移転は不成立となり、許可の取消をすることになりました。事務局からの説明は以上です。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

12番： 事務局から説明があったとおりである。将来的なほ場整備事業もあつてのことだったが、実際に売買契約で不成立となった。今後の整備事業からも抜ける心配があるが、双方の話がまとまらなかったということです。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り許可を取消してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第12号は決定いたします。

議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

4 ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は2件3筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が2,106 m²です。

【議案第13号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

7 番： 事務局からも説明されたが、ここは県道が造られたときに残された土地である。その後、周囲が開発されていった。譲渡人は毎年草刈りをしていましたが、今回の話で大変喜んでいて。工事完了後は私自身も見に行ってみたい。

13 番： 事務局から説明のあった通りではあるが、土地改良区や地元民の了解も得られており、特に問題ないと思われる。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「意見無し」の声あり)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第13号は意見決定いたします。

議案第14号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案14号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今年度より法改正により農業経営基盤強化促進法第18条から附則第5条となりました。

今月の案件は全9件、28筆、63,663 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

（「意見なし」の声あり）

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第14号は決定いたします。

議案第15号魚津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第15号魚津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更についてご説明いたします。

【議案第15号 配布資料により説明】

議長： ただいま、事務局からの説明が終わりました。これに関して私からも意見を申し上げます。

これまで魚津市の集積率は40数パーセントでした。今回計算してもらい51%となり進歩はしていますが、魚津市の農地は高低差があり、他の地域とは同様には考えられません。しかし、国から目標を定めろということであり、どれだけ達成できるかわかりませんが、あくまで目標として設定しましょう。また、現農業委員は7月で任期満了であります。新しい委員となってから、改めて計画を作成してもよいと思われれます。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

4番： 農地の所有者不明土地について、どのような対策があるのか。

事務局： 農地所有者不明地の手続きは、調査のうえ告示によって対応します。

議長： このほか意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第15号は決定いたします。

議案第16号魚津市農業委員会「令和5年度最適化活動の目標の設定等」に

ついて事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第16号魚津市農業委員会「令和5年度最適化活動の目標の設定等」
についてご説明いたします。

【議案第16号 配布資料により説明】

議長： ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見
がありましたらご発言願います。

（「意見なし」の声あり）

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第16号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局よ
り説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和5年3月分）
・令和4年度農業員会親交会収支報告について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時50分】

【別添】

農地法第5条調査書

議案第13号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（9ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	譲受人は、サイクリング人気や昼気楼観光客の集客を見込み、カフェを建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で取引明細書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、店舗敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、店舗の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水については合併浄化槽を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第13号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に魚津工業高校と経田小学校が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、魚津市街地と黒部市街地の間に位置するこの場所では、分譲住宅地の需要があり、注文住宅建築用地を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で取引明細書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅建築用地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅建築用地の建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリートよう壁を設け、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水については公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流されます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		